

犬と散歩をする ときの3つのルール

リードでつながみましょう

犬を放すことは、東京都の条例により禁止されています。
「犬が苦手」、「犬がこわい」と思っている人もいますので、よくしつけられた犬や小型犬であっても、犬はリードでつないでください。

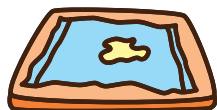
また、散歩時の犬のとっさの行動にも対処できるようにリードは短めに持ちましょう。

きちんとコントロールすることができれば、交通事故などから犬を守ることできます。



トイレは散歩前に家で済ませましょう

散歩中のオシッコ対策としてペットシートを持参したり、マナーベルト（オムツ）をつけたり、路上や電柱などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに十分な量の水で洗い流したり、地域環境を汚さないようにすることも、飼い主としてのマナーです。



フンをしてしまったら、必ず持ち帰りましょう

地域環境を清潔に保つためにも、散歩中にした犬のフンは、自宅まで持ち帰ってください。

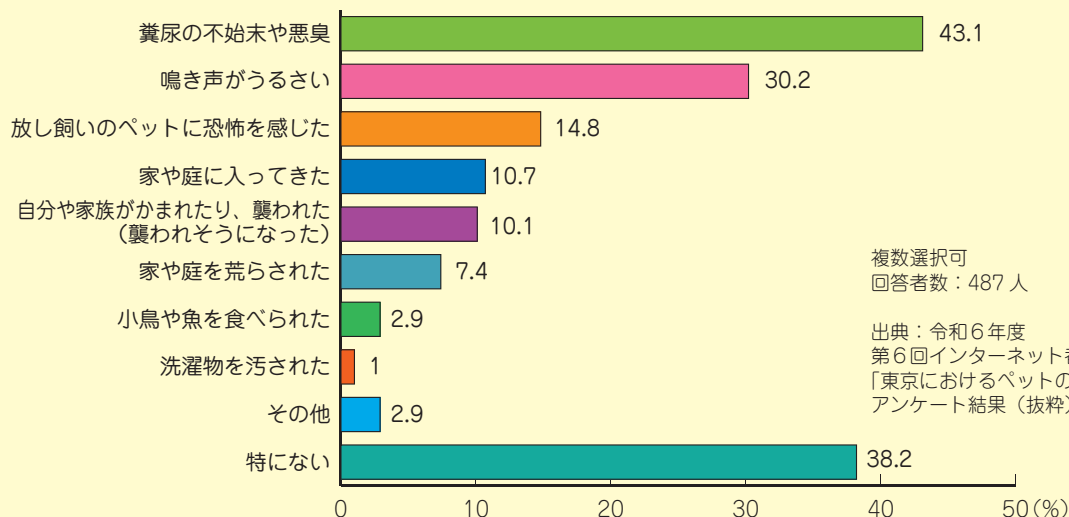
※夏場の暑い時間の散歩はさけるなど、熱中症等にも気を付けましょう。



ペットのフンやオシッコの不始末、放し飼いは、他の人々にとって迷惑となります

ペットのトラブルアンケート

どのようなときにペットを迷惑に感じますか？



複数選択可
回答者数：487人

出典：令和6年度
第6回インターネット都政モニター
「東京におけるペットの飼育」
アンケート結果（抜粋）





知

っ

て

い

ま

す

か

?

もし、飼い犬が人をかんでしまったら

- ① ケガの手当てをするなど誠意をもって対応しましょう
- ② 直ちに再発防止を図りましょう
- ③ 24 時間以内に事故の発生届を出しましょう

犬による事故の発生届出先

23区	区の保健所
多摩地域 (八王子市、町田市を除く)	動物愛護相談センター多摩支所
八王子市	八王子市保健所
町田市	町田市保健所
島しょ地域	島しょ保健所各出張(支)所



④ 48時間以内に獣医師に狂犬病の疑いの有無について検診してもらいましょう

東京都動物の愛護及び管理に関する条例
(事故発生時の措置)

第29条

- 1 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から **24 時間以内に、知事に届け出なければならない。**
- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から **48 時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。**

もし、飼い犬が迷子になったら…

至急、下記あて連絡し、犬の情報がなければ確認しましょう。

23区	動物愛護相談センター	☎(03) 3302-3507
多摩地域 (八王子市、町田市を除く)	動物愛護相談センター多摩支所	☎(042) 581-7435
八王子市	八王子市保健所	☎(042) 645-5113
町田市	町田市保健所	☎(042) 722-6727
島しょ地域	島しょ保健所各出張所(支)所	

首輪には必ず
鑑札*と**注射済票**を!!
飼い犬の大切な
迷子札になります。

※お住まいの自治体によっては、
マイクロチップは鑑札と
みなされます。



その他、お近くの交番や警察署、近所の人にも聞いてみましょう。

発行: 東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/index>
 印刷: 株式会社 シーエスプランニング
 登録番号(7)37